

ジパングコイン(ZPG)現物取引説明書
(契約締結前交付書面)
新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">ジパングコイン(ZPG)現物取引説明書 (契約締結前交付書面)</p> <p>本説明書は、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」第 21 条および第 22 条の規定に基づき、株式会社デジタルアセットマーケット（以下「当社」といいます）と取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、<u>あらかじめ</u>交付するために作成されたものです。</p> <p>ジパングコイン（ティッカー：ZPG）は発行者（2.1 発行者参照）により発行され、当社が受託販売を行う暗号資産です。お客様がジパングコイン（以下「ZPG」といいます）の現物取引（以下「本取引」といいます）を当社と行うにあたりましては、本説明書を<u>あらかじめ</u>よくお読み<u>頂き</u>、ご不明な点はお問い合わせください。また、本説明書とともに交付する『暗号資産取引約款』もご確認<u>頂</u>けますようお願い<u>します</u>。</p>	<p style="text-align: center;">ジパングコイン(ZPG)現物取引説明書 (契約締結前交付書面)</p> <p>本説明書は、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」第 21 条および第 22 条の規定に基づき、株式会社デジタルアセットマーケット（以下「当社」といいます）と取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、<u>予め</u>交付するために作成されたものです。</p> <p>ジパングコイン（ティッカー：ZPG）は発行者（2.1 発行者参照）により発行され、当社が受託販売を行う暗号資産です。お客様がジパングコイン（以下「ZPG」といいます）の現物取引（以下「本取引」といいます）を当社と行うにあたりましては、本説明書を<u>予め</u>よくお読み<u>いただき</u>、ご不明な点はお問い合わせください。また、本説明書とともに交付する『暗号資産取引約款』もご確認<u>いただき</u>ますようお願い<u>いたします</u>。</p>
<p>1.取引における重要事項について</p> <p>1.1.暗号資産とは</p> <p>暗号資産とは、紙幣や硬貨のような実体がなく、インターネット上で電子データのみでやりとりされる財産的価値のことをいいます。「資金決済に関する法律」第 2 条第 5 項において、以下の<u>とおり</u>定義されています。</p> <p>(1) 物品を購入し、若しくは借り受け、<u>又</u>は役務の提供を受ける場合に、これらの代価</p>	<p>1.取引における重要事項について</p> <p>1.1.暗号資産とは</p> <p>暗号資産とは、紙幣や硬貨のような実体がなく、インターネット上で電子データのみでやりとりされる財産的価値のことをいいます。「資金決済に関する法律」第 2 条第 5 項において、以下の<u>通り</u>定義されています。</p> <p>(1) 物品を購入し、若しくは借り受け、<u>また</u>は役務の提供を受ける場合に、これらの代</p>

<p>の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入<u>及び</u>売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨<u>及び</u>外国通貨並びに通貨建資産を除く）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。</p> <p>1.2.暗号資産の性質</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)当社が<u>取り</u>扱う暗号資産は、特定の国または者によりその価値を保証されているものではありません。</p>	<p>の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入<u>および</u>売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨<u>および</u>外国通貨並びに通貨建資産を除く）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。</p> <p>1.2.暗号資産の性質</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)当社が<u>取</u>扱う暗号資産は、特定の国または者によりその価値を保証されているものではありません。</p>
<p>2.ZPGについて</p> <p>2.1.ZPGの概要</p> <p>当社が取り扱う暗号資産は以下の<u>とおり</u>です。</p> <p>2.2.取引概要</p> <p>取引の対象となる通貨ペア、取引単位、呼値単位、一回あたりの最小・最大発注数量、保有上限等は以下の<u>とおり</u>です。なお、設定された数値等については、相場状況に応じて見直しを実施する場合があります。</p>	<p>2.ZPGについて</p> <p>2.1.ZPGの概要</p> <p>当社が取扱う暗号資産は以下の<u>通り</u>です。</p> <p>2.2.取引概要</p> <p>取引の対象となる通貨ペア、取引単位、呼値単位、一回あたりの最小・最大発注数量、保有上限等は以下の<u>通り</u>です。なお、設定された数値等については、相場状況に応じて見直しを実施する場合があります。</p>
<p>3.取引ルールについて</p> <p>3.1.取引方法</p> <p>お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類・数量、価格、注文方法を指定した<u>うえ</u>で暗号資産の購入または売却の注文をすることにより、当社との間で本取引を行うことができます。(以下省略)</p> <p>3.2.取引価格</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)相場が大きく変動した場合や、(中略)特に海外市場の休場の場合等は流動性が著</p>	<p>3.取引ルールについて</p> <p>3.1.取引方法</p> <p>お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類・数量、価格、注文方法を指定した<u>上</u>で暗号資産の購入または売却の注文をすることにより、当社との間で本取引を行うことができます。(以下省略)</p> <p>3.2.取引価格</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)相場が大きく変動した場合や、(中略)特に海外市場の休場の場合等は流動性が著</p>

しく低下する場合があります、当社の価格配信ができなくなる等、お取引に大きな影響を及ぼす可能性があります。海外市場の休場日につきましては、当社ウェブサイトなどに掲載する海外市場カレンダーをご確認いただきますようお願いいたします。

3.3. 注文の種類

ストップ（ストリーミング）注文

ストップ（ストリーミング）注文とは、「売買区分」、「トリガー価格」、「注文数量」、「許容スリッページ」を指定し、トリガー価格がお客様の指定した条件に合致する際に発注する逆指値注文となります。発注条件は以下のとおりです。

以下省略

ストップ（指値）注文

ストップ（指値）注文とは、「売買区分」、「トリガー価格」、「注文価格」、「注文数量」、「注文有効期限」を指定し、トリガー価格がお客様の指定した条件に合致する際に発注する逆指値注文となります。トリガー価格の指定に制限はありませんが、指値価格はトリガー価格から上下 10%まで可能となります。

発注条件は以下のとおりです。

以下省略

3.4. 取引時間

当社は、日本時間 24 時を 1 日の区切りとしています。

本取引は 24 時間 365 日取引可能です。

当社は必要に応じて臨時メンテナンスを行います。メンテナンスの実施期間中は、お取引いただくことができません。臨時メンテナンスを行う場合は、当社ウェブサイトまたは Eメール 等で、事前にお客様に通知するものとします。

しく低下する場合があります、当社の価格配信ができなくなる等、お取引に大きな影響を及ぼす可能性があります。海外市場の休場日につきましては、当社ウェブサイト等に掲載する海外市場カレンダーをご確認いただきますようお願いいたします。

3.3. 注文の種類

ストップ（ストリーミング）注文

ストップ（ストリーミング）注文とは、「売買区分」、「トリガー価格」、「注文数量」、「許容スリッページ」を指定し、トリガー価格がお客様の指定した条件に合致する際に発注する逆指値注文となります。発注条件は以下の通りです。

以下省略

ストップ（指値）注文

ストップ（指値）注文とは、「売買区分」、「トリガー価格」、「注文価格」、「注文数量」、「注文有効期限」を指定し、トリガー価格がお客様の指定した条件に合致する際に発注する逆指値注文となります。トリガー価格の指定に制限はありませんが、指値価格はトリガー価格から上下 10%まで可能となります。発注条件は以下の通りです。

以下省略

3.4. 取引時間

当社は、日本時間 24 時を 1 日の区切りとしています。

本取引は 24 時間 365 日取引可能です。

当社は必要に応じて臨時メンテナンスを行います。メンテナンスの実施期間中は、お取引いただくことができません。臨時メンテナンスを行う場合は、当社ウェブサイトまたは メール 等で、事前にお客様に通知するものとします。

<p>3.5. 取引チャネル</p> <p>本取引は、パソコンおよびスマートフォン等により、インターネットを通じて行われます。</p> <p>そのため、お客様の責任で使用機器および推奨環境のご準備をしていただく必要があります。なお、<u>Eメール</u>またはお電話等によるカスタマーサポート経由での注文および変更・取消は対応いたしかねます。</p>	<p>3.5. 取引チャネル</p> <p>本取引は、パソコンおよびスマートフォン等により、インターネットを通じて行われます。そのため、お客様の責任で使用機器および推奨環境のご準備をしていただく必要があります。なお、<u>メール</u>またはお電話等によるカスタマーサポート経由での注文および変更・取消は対応いたしかねます。</p>
<p>4.金銭・暗号資産の管理</p> <p>4.1. 入金</p> <p>入金<u>頂ける法定通貨</u>は日本円のみのお取り扱いとなり、他国の<u>法定通貨</u>はご利用いただけません。入金は、お客様に当社指定の銀行口座へ振り込んでいただき、着金を当社が確認した時点で当社の総合口座に反映されます。(中略) 本取引を開始する際には、当社<u>サービスサイト</u>の口座振替画面にて、お客様ご自身で総合口座からジパングコイン(ZPG)現物取引口座への振替を行っていただく必要があります。</p> <p>4.2. 省略</p> <p>4.3. 出金</p> <p>当社からの出金は、お客様から出金手続き後に当社が審査を行い、問題がなければ、<u>あらかじめ</u>お客様にご登録いただいたお客様名義の銀行口座へ振込となります。出金額は、お客様からの出金手続き時にその妥当性等を判断させて<u>頂</u>きます。出金の取消は、日本円出金履歴画面の「操作」欄に表示されている「取消」ボタンが表示されているときに限り可能となります。出金処理が滞りなく終了した場合、出金手続き日から原則として1銀行営業日以内(ただし年末年始、土日祝祭日を除く)にお客様名義の</p>	<p>4.金銭・暗号資産の管理</p> <p>4.1. 入金</p> <p>入金<u>いただける金銭</u>は日本円のみのお取り扱いとなり、他国の<u>金銭</u>はご利用いただけません。入金は、お客様に当社指定の銀行口座へ振り込んでいただき、着金を当社が確認した時点で当社の総合口座に反映されます。(中略) 本取引を開始する際には、当社<u>ウェブサイト</u>の口座振替画面にて、お客様ご自身で総合口座からジパングコイン(ZPG)現物取引口座への振替を行っていただく必要があります。</p> <p>4.2. 省略</p> <p>4.3. 出金</p> <p>当社からの出金は、お客様から出金手続き後に当社が審査を行い、問題がなければ、<u>予め</u>お客様にご登録いただいたお客様名義の銀行口座へ振込となります。出金額は、お客様からの出金手続き時にその妥当性等を判断させて<u>いただきます</u>。出金の取消は、日本円出金履歴画面の「操作」欄に表示されている「取消」ボタンが表示されているときに限り可能となります。出金処理が滞りなく終了した場合、出金手続き日から原則として1銀行営業日以内(ただし年末年始、土日祝祭日を除く)にお客様名義の銀</p>

<p>銀行口座に振込します。なお、ご登録いただいている銀行口座の<u>変更を行っている間は</u>、出金手続きを行うことができません。</p>	<p>行口座に振込します。なお、ご登録いただいている銀行口座を<u>変更した場合、変更申請日から 5 日間は</u>、出金手続きを行うことができません。<u>また、銀行口座の変更処理完了日から 30 日間は銀行口座の変更ができません。</u></p>
<p>5. 利用者財産（お客様財産）の分別管理</p> <p>5.1. 金銭の信託</p> <p>当社は、お客様からお預かりした金銭を自己資産と分別し、信託に付して管理しております。信託会社は以下の<u>とおり</u>です。</p> <p>5.2. 省略</p> <p>5.3. 購入資産の消費寄託</p> <p>ZPG は、金の消費寄託契約に基づく寄託物の返還請求権（以下「対象権利」といいます。）を表章するものとなっております。（中略）もっとも、ZPG の保有者は、発行者に対して、寄託物である金現物の返還を求めることはできず、マーケットメイカーである当社との取引を通じて、ZPG <u>及び</u> ZPG に表示された対象権利を、寄託物である金現物の市場価格と近似した価格で売り渡すことができるにとどまります。そして、発行者が倒産<u>など</u>の事情により、ZPG に表章された対象権利に対応する債務の履行が困難となった場合は、（中略）</p> <p>なお、消費寄託契約の詳しい内容については暗号資産取引約款第 11 条 受託販売暗号資産の取扱いおよび発行者のホワイトペーパーをご確認ください。</p> <p>※ホワイトペーパーは当社<u>サービスサイト</u>および発行者<u>ホームページ</u>にて公開しております。</p> <p>5.4. 省略</p> <p>5.5. お客様の個人情報お<u>取り扱い</u>について</p>	<p>5. 利用者財産（お客様財産）の分別管理</p> <p>5.1. 金銭の信託</p> <p>当社は、お客様からお預かりした金銭を自己資産と分別し、信託に付して管理しております。信託会社は以下の<u>通り</u>です。</p> <p>5.2. 省略</p> <p>5.3. 購入資産の消費寄託</p> <p>ZPG は、金の消費寄託契約に基づく寄託物の返還請求権（以下「対象権利」といいます。）を表章するものとなっております。（中略）もっとも、ZPG の保有者は、発行者に対して、寄託物である金現物の返還を求めることはできず、マーケットメイカーである当社との取引を通じて、ZPG <u>および</u> ZPG に表示された対象権利を、寄託物である金現物の市場価格と近似した価格で売り渡すことができるにとどまります。そして、発行者が倒産<u>等</u>の事情により、ZPG に表章された対象権利に対応する債務の履行が困難となった場合は、（中略）なお、消費寄託契約の詳しい内容については暗号資産取引約款第 11 条 受託販売暗号資産の取扱いおよび発行者のホワイトペーパーをご確認ください。</p> <p>※ホワイトペーパーは当社<u>ウェブサイト</u>および発行者<u>ウェブサイト</u>にて公開しております。</p> <p>5.4. 省略</p> <p>5.5. お客様の個人情報のお<u>取扱い</u>について</p>

<p>の補足 以下省略</p>	<p>の補足 以下省略</p>
<p>6. 手数料等の諸費用について 手数料一覧 日本円<u>入金</u>手数料 <u>PayPay 銀行の所定の手数料がかかります。</u> <u>(当社の入金にかかる手数料はございません)</u> <u>入金はリンク決済手数料、金額にかかわらず 55 円</u> <u>出金は送金手数料、金額にかかわらず 55 円</u> <u>消費税を含みます。2021 年 11 月 1 日現在)</u></p>	<p>6. 手数料等の諸費用について 手数料一覧 日本円<u>入金</u>手数料 <u>お客様負担 (お客様が利用する金融機関の振込手数料実費分)</u> <u>日本円出金手数料</u> <u>お客様負担 (当社提携の出金元銀行の振込手数料実費分)(※)</u> <u>(※)2023 年 8 月 18 日までは、PayPay 銀行の場合、55 円(消費税込)となります。</u></p>
<p>8. お客様口座について 8.1.~8.4. 省略 8.5. 解約 (口座閉鎖) (1) 解約 (口座閉鎖) 申請時、口座に金銭や暗号資産等を保有している場合、<u>あらかじめ</u>出金および決済をお客様ご自身で行っていただき、口座残高がゼロとなっていること。 (2)~(3)省略 (4) 解約には口座残高を"0"にする必要がありますが、出金手数料 <u>5 5 円 (2 0 2 1 年 1 月 1 日現在 PayPay 銀行所定の金額)</u>がかかります。よって口座残高が <u>5 6 円</u>未満の場合は解約できません。残高を <u>5 6 円</u>以上の金額として出金手続きを行ったのちに解約手続きを行っていただく必要があります</p>	<p>8. お客様口座について 8.1.~8.4. 省略 8.5. 解約 (口座閉鎖) (1) 解約 (口座閉鎖) 申請時、口座に金銭や暗号資産等を保有している場合、<u>予め</u>出金および決済をお客様ご自身で行っていただき、口座残高がゼロとなっていること。 (2)~(3)省略 (4) 解約には口座残高を"0"にする必要がありますが、出金手数料がかかります。よって口座残高が <u>出金手数料</u>未満の場合は解約できません。残高を <u>出金手数料</u>以上の金額として出金手続きを行ったのちに解約手続きを行っていただく必要があります。なお、解約に際して、その他の費用は発生し</p>

<p>ます。なお、解約に際して、その他の費用は発生しません。</p>	<p>ません。</p>
<p>9. 暗号資産取引のリスクについて 暗号資産取引には様々なリスクが存在します。 本取引を開始される前に、以下の内容について十分にご理解いただきますようお願い<u>いたします</u>。</p> <p>9.1. 暗号資産に係るリスク 省略</p> <p>9.2. ZPG に係るリスク 9.2.1.～9.2.3. 省略 9.2.4. 情報の提供に関するリスク ZPG の発行者からの情報<u>及び</u>当社からの情報提供が不測の事情により提供ができなくなった場合は投資判断に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>9. 暗号資産取引のリスクについて 暗号資産取引には様々なリスクが存在します。本取引を開始される前に、以下の内容について十分にご理解いただきますようお願い<u>いたします</u>。</p> <p>9.1. 暗号資産に係るリスク 省略</p> <p>9.2. ZPG に係るリスク 9.2.1.～9.2.3. 省略 9.2.4. 情報の提供に関するリスク ZPG の発行者からの情報<u>および</u>当社からの情報提供が不測の事情により提供ができなくなった場合は投資判断に影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>10. 苦情またはお問い合わせ先 (1) 当社苦情・<u>問い合わせ</u>窓口 以下省略</p>	<p>10. 苦情またはお問い合わせ先 (1) 当社苦情・<u>お問い合わせ</u>窓口 以下省略</p>
<p>11. 紛争解決機関（金融 ADR 制度） 以下省略</p> <p style="text-align: right;">2021 年 11 月 24 日 <u>改定</u></p>	<p>11. 紛争解決機関（金融 ADR 制度） 以下省略</p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u> 2021 年 11 月 24 日 <u>制定</u> <u>2022 年 8 月 19 日改定</u></p>

以上